



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

資産運用

主要な問題および提案



投資信託のパフォーマンス 報告の標準化

投資信託のパフォーマンス報告の標準化

年次現状報告：新たな問題

- 近年、重要な改革優先事項として、個人金融資産を貯蓄から投資に移行させることに主眼が置かれてきた。
- この取り組みは、投資信託の拡大に示されるとおり、効果を生んでいる。しかし、投資商品の数がますます増えているにもかかわらず、運用会社のパフォーマンス報告に際しての統一基準は、まだ策定されていない。
- 同種の商品でも、パフォーマンス報告の方法はまちまちであり、単純な比較さえ困難にしている。
- 個人投資家が信頼できる情報に基づき賢明な投資判断ができるよう、EBCは、資産運用サービス利用者が複数の商品を比較する助けとなる、運用報告ガイドライン、基準、および／またはベストプラクティスの策定を提案する。

投資信託のパフォーマンス報告の標準化

年次現状報告：新たな問題

- ❑ そうした策定は、販売者や関係業界団体と共同で市場参加者によって行われるべきであり、新たな規制は必要としない。
- ❑ 政府のサポートにより、そうした措置は適時に策定・導入を確保すべきである。
- ❑ 措置は煩わしいものである必要はないが、他の国際金融センターで同様の商品に適用され、国際的に認められているパフォーマンス報告基準を遵守すべきである。



投資信託のパフォーマンス報告の標準化

提案

政府は、販売者および関係業界団体と共同で、市場参加者による運用報告ガイドライン、基準、および／またはベストプラクティスの策定を奨励すべきであり、これは、他の国際金融センターで用いられ、国際的に認められているパフォーマンス報告基準を遵守すべきである。

A magnifying glass with a black handle is positioned over a document. The document contains a table with multiple columns of data. The text is slightly blurred, but some words like 'Member', 'Subscriber', and 'Large' are visible. The magnifying glass is focused on the center of the page, where the main title is located.

大量保有報告書

大量保有報告書

年次現状報告:進展

- ❑ 2006年の証券取引法改正により、機関投資家は、その一社で一上場会社に対する株式保有割合が発行済株式総数の5%を超えた場合には5営業日以内の報告が、系列の金融グループ会社全体の合算で5%を超える場合には2週間に一度の報告が義務づけられている。
- ❑ EBCは株券等の大量保有の状況に関する開示に係る体制(金融商品取引法第2章の3)が、株主と経営者間の支配権を巡る争いにおける公平性ならびに透明性の向上に有益であると認識している。
- ❑ しかし一方で、通常の投資運用業者のような、経営支配を狙っているものではない投資家に対しては極めて厳格な規制を課す必要はないと考える。
- ❑ 行政監督下にある会社が提出する事業報告書などにおいて、株券等の発行者に対し、経営支配を狙う意思がない旨を明記した場合には、規制は緩和されるべきと考える。

大量保有報告書

提案

投資運用業者が共同保有する一上場会社の株式数が発行済株式総数の5%を超える場合でも、同保有対象会社の経営支配を狙う意思がない投資運用業者に対しては、2週間ごとの開示義務は不適用とすべきである。





日本の国際金融センター構想



日本の国際金融センター構想

年次現状報告:進展

- EBCは、外国からのエキスパッツ受入れ措置、投資商品の税制上の取扱いの違いの是正の為の税の調整措置、金融商品取引法の導入を通じて金融サービス規制を一本化する措置といった、日本を国際金融センターにするという目標を実現するために取られた措置を称賛したい。
- しかしながら、まだ多くの障壁が残り、変革のペースが遅すぎたため、国際社会から好意的に注目されていないのが現状だ。
- 金融庁の改革推進のための取組みはきわめて称賛に値するが、税制や業界団体を含む、重要な機能をすべて包含する全体的アプローチが不足していることから、一方では前進が見られると同時に他方では後退もあるというのでは、国際社会の尊敬や信頼を集めることができない。

日本の国際金融センター構想

提案

国際金融センターとして日本をさらに宣伝するために、政府は、税制や業界団体を含む、すべての重要な関連機能を包含する、より全体的な改革プランを策定し、国内金融セクターの競争力を強化するとともに、国際社会の尊敬と信頼を得なくてはならない。これは、移転価格税制の改正、上場株式に対する税率の安定化、業界団体の統合を含むべきである。